

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2018年7月30日(月)発行

No.290

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

消費税改悪の問題点学び 役員会もホットに!!

7月21日、守山西支部役員会を、先月の総会で役員に選出された佐々木さん(内装工事)含め5名で、猛暑に負けず開催しました。

7月31日に開催予定の消費税学習会に先立ち、インボイス制度など問題点を説明すると、矢継ぎ早に質問が。

井澤さんからも、消費税闘争の歴史や負担の重さも語られ、数年後には、売上1千万円無くて、届出をして課税業者にならざるえない内容について、「そんなことは全く聞いたことがない」「俺の売上で、10%の税率ではそんな額になるのか!」といったもの役員会以上にホットな話し合いになりました。

税率引き上げについても、反対世論の高まりの中、この間2度延長させたことも紹介し、「今度の学習会には必ず、出るわ!こんな制度は絶対、

インボイスが導入されたら...



止めなくては!」と酷暑に負けない役員会となりました。
新体制で役員会(平安支部)
7月20日、平安支部の役員会は橋本新支部長はじめ3名の参加で開催されました。消費税増税に伴い導入される「軽減税率」「インボイス制度」について、「初耳だ!」「いつ決まったの?」など疑問と怒りが噴出。
「知らない業者はたくさんいる。民商に入って、学習し対策をの声をかけよう!!」

中小企業法務プラス!ワンポイント

～ 事業の話⑥ スナックと風営法 ～

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)に基づく都道府県公安委員会の許可を受けずに営業した、として、スナック経営者が摘発される事態が起きています。スナックって「風俗営業」なんですか?

「風俗営業」は、ラブホテル等の「性風俗営業」とは異なりますが、どちらも、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」(風営法第1条)に、営業できる場所や営業時間が規制されています。

風営法では、「キャバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」(第2条1項1号)などを「風俗営業」と定めています。「接待」とは「歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすこと」をいうとされています(風営法第2条3項)が、抽象的すぎてわかりません。カウンターでお喋りしたり、カラオケを歌わせたり、お酌したり、お客を楽しませることをすべて「接待」と解釈してしまうと、無許可でそれをやれば処罰されてしまいます。これはおかしい!

そもそも客はお酒や料理も楽しみですが、ママや大将との談笑も楽しみで、ママを通して他のお客さんとお喋りするのも楽しみでお店に行くのです(熱弁)!そのどこが「善良の風俗と清浄な風俗環境」を害するのでしょうか!人のつながりを断ち切るような法解釈はすべきではありません。

2018年7月 弁護士 矢崎暁子(名古屋北法律事務所)



2018 西区平和夏まつり盆おどり

日時: 8月4日(土) 午後6時～

※雨天の場合は5日(日)に順延

場所: 西区 花の木公園

(西区役所の南)

模擬店も多数出店します。ご家族そろってお出かけください。

青年部は焼き鳥、フランクフルトなど
出店します

手伝っていただける方、大歓迎です!!



15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

